

群馬県条件付一般競争入札(事後審査方式)実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の5の2の規定により群馬県が発注する建設工事に係る入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を定めるとともに、入札参加資格を有する者により行わせる一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札後に行う競争入札(以下「一般競争入札(事後審査方式)」という。)の実施に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「財務規則」という。)等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 契約担当者(財務規則第2条第6号に規定する者をいう。以下同じ。)は、原則として設計価格(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)が1千万円以上の建設工事のうち、適当と判断したものを一般競争入札(事後審査方式)に付する。

(入札参加資格)

第3条 契約担当者は、次に掲げる事項を入札参加資格に定める。

- (1)群馬県建設工事請負業者選定要領(以下「選定要領」という。)第10条第1項に規定する建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者であること。
- (2)自治令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3)財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- (4)群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第2項に規定する指名停止を受けていない者であること。
- (5)会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた建設業者又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた建設業者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
- (6)当該工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。
- (7)入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8)健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している建設業者であること。(当該保険に加入の義務がない者を除く。)

2 契約担当者は、前項の入札参加資格のほか、次に掲げる事項のうち必要と認めるものを入札参加資格に定めることができる。

- (1)資格者名簿の格付け又は総合数値等に関する事項
- (2)特定建設業の許可に関する事項
- (3)同種又は類似工事の施工実績に関する事項
- (4)配置予定技術者の資格又は施工経験に関する事項
- (5)建設業法第3条に規定する営業所の所在地に関する事項
- (6)その他必要な事項

3 契約担当者が公告をした日から開札する日までの期間において前2項の入札参加資格を

有してない者が行った入札は、自治令第167条の6第1項の規定により無効とする。

(入札参加資格等の決定)

第4条 群馬県入札参加資格審査委員会の設置及び運営に関する要領第2条第1項の規定により設置された入札参加資格審査委員会は、次に掲げる事項を審議のうえ決定する。

- (1)前条に規定する入札参加資格の詳細に関すること
- (2)第9条第3項に規定する決定に関すること
- (3)その他必要と認めること

(入札の公告)

第5条 契約担当者は、自治令第167条の6及び財務規則第171条の規定により入札を公告する。

(入札説明書)

第6条 契約担当者は、前条の公告後速やかに財務規則第190条の8の規定に準じて入札説明書を交付する。

2 契約担当者は、前項の入札説明書に次に掲げる事項を記載する。

- (1)当該入札の公告の日付
- (2)契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (3)入札に付する工事内容等に関する事項
- (4)契約条項を示す場所及び日時
- (5)入札保証金に関する事項
- (6)第3条に規定する入札参加資格に関する事項
- (7)第7条に規定する申請書及び資料に関する事項
- (8)第8条及び第9条に規定する落札者の決定の方法に関する事項
- (9)入札執行の日時及び場所等に関する事項
- (10)入札方法等に関する事項
- (11)契約保証に関する事項
- (12)工事費内訳書に関する事項
- (13)入札の無効に関する事項
- (14)契約書作成に関する事項
- (15)支払条件に関する事項
- (16)その他必要な事項

(申請書及び資料)

第7条 契約担当者は、一般競争入札(事後審査方式)にあつては、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を入札参加希望者に提出させる。

2 前項の申請書及び資料を期限までに提出しない者は、入札に参加できない。

(入札執行及び落札候補者の決定)

第8条 契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、総合評価落札方式による入札にあつては総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

2 契約担当者は、前項の落札候補者となる者が二者以上あるときは、くじ引きにより落

札候補者の順位を決定する。

- 3 入札執行者は、紙の入札書による入札(以下「紙入札」という。)にあっては第9条の入札参加資格審査及び落札者を決定する旨を宣言し、開札を終了する。
- 4 入札執行者は、落札候補者について自治令第167条の10第1項の規定により低入札価格調査を実施する場合は、その旨を前項の宣言に加える。
- 5 契約担当者は、自治令第167条の10第1項の規定により失格基準価格を設けた場合は、第1項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- 6 契約担当者は、自治令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合は、第1項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(入札参加資格審査及び落札者の決定)

第9条 契約担当者は、落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは落札者を決定するとともに、その旨を入札参加者に通知する。

- 2 契約担当者は、前項の審査により落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、次順位以降の者について入札参加資格を確認するまで審査を行う。
- 3 入札参加資格審査委員会は前項の審査結果を審議するとともに、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 落札候補者及び次順位以降の者が入札参加資格を有していないこと
- (2) 入札参加資格を有している者を確認し、その者を落札者とする

- 4 契約担当者は、入札参加資格を有していないことを確認した者に入札参加資格を有していないこと及びその理由を通知するとともに、群馬県建設工事の入札・契約に係る苦情処理要領第7条第3項の規定により通知を行った日の翌日から起算して5日(群馬県の休日を定める条例第1条に規定する県の機関の休日を含まない。)以内に、書面により当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。
- 5 契約担当者は、前条第4項の調査により入札参加資格を有するにもかかわらず当該落札候補者を落札者としなことを決定した場合は、次順位以降の者について第2項の審査及び第3項の決定を行う。

(入札の無効)

第10条 入札参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札、入札公告及び入札説明書等で示した入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

(電子入札による手続)

第11条 ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、この要領に定めるほか、ぐんま電子入札共同システムによる手続により行う。

附則

- 1 この要領は平成19年4月1日から施行する。
- 2 群馬県条件付き一般競争入札(事後審査方式)試行要領は平成19年3月31日で廃止する。

附則

- 1 この要領は、平成20年8月1日から施行する。

- 2 工事希望型競争入札実施要領は平成20年7月31日で廃止する。
- 3 郵便入札実施要領は平成20年7月31日で廃止する。

附則

この要領は平成21年6月1日から施行する。

附則

この要領は平成27年8月1日から施行する。